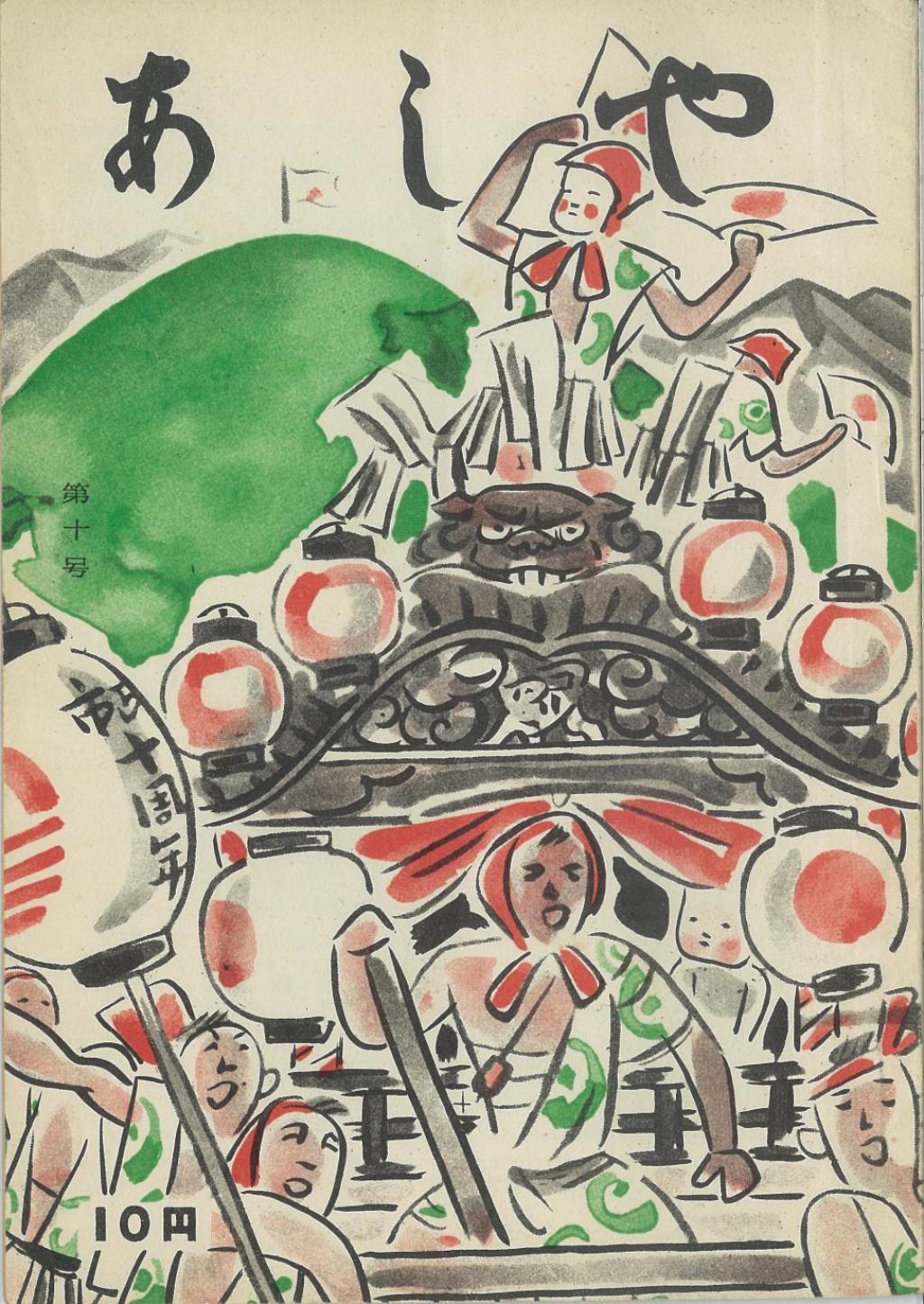


あ
し
や

第十号



10円



裏山の秋——

奥池ハイキングコースにて



浜芦屋松林の朝

芦屋市制十周年を記念して



あしや 第十号 目 次

市制十周年を迎えて	市長	二
就任のことば	助役	三
文化と自然との調和へ	木村 正男	四
観光懸賞論文選後評	川越 清	一四
芦屋郷土誌 (三)	細川 道草	五
一九六〇年の芦屋	石川年魚市	八
芦屋市学童の体位白書		二
図書館法について		三
教育委員選挙。その他各課だより		五
市政メモ		六
芦屋音頭		八
編集後記		八

市制十周年を迎へて

芦屋市長猿丸吉左衛門

此の度芦屋市制十周年を迎えることは市民の皆様と共に深く慶びとする所であります。頼りみますれば武庫郡精道村が芦屋市として誕生致しましたのは、昭和十五年十一月十日、爾來満十年の歳月を経たのであります。十年一昔と申しますが、まことにこの十年は戦争の勃発、敗戦を通じて社会状勢の烈しい変遷の下に、殊に新憲法の施行を中心として我国は實に百八十度の転回を見たのであります。芦屋市においても市長の公選、学制の改革、税制の改革、隣保組織の廃止等々実にめまぐるしいものがあり、他面戦災による三割の被災、ジョン台風の被害は致命的なものであります。市民各位の絶大なる御尽力によりまして数多の障害にも拘らずその復興はもとより、本来の念願と致しております観光、文化住宅都市への建設へ着々緒につく明るい見通しを得ましたことは洵に感激に堪えない次第であります。

次に市民各位と市役所をと直結して市政の明朗化を図ることは、私の市長立候補当時の念願であります。今後とも市政運営上のモットーと致したいと存ずるのであります。

理想的芦屋市の建設には、市民の皆様方凡ての御協力を俟たなければ到底達成は不可能であります。四万市民の皆様、私達はこの際過去を顧りみ、更に将来を展望して一致協力明るく住みよい芦屋の実現に努めねばならないと思ふのであります。

一言謹辞をつらねて慶祝の意を表する次第でございます。

今回图らずも本市助役を拝命いたしましたについて一言御挨拶を申述べたいと存じます。

丹原前助役が大きな抱負を以て着手せられました数々の事業を中途にして御退職後、しばらく空席となつておりました。その後任として、かねて市長から是非にと御懇意なる御推挙を賜わり、私としては身に余る光榮と存じ誠に恐縮いたしましたものの、不肖生来その任でないことは私自らのよく知るところであり再三固辞いたしました。然る所市長におかれましては尙たつての御言葉でもあり、市政の現状を静観いたしますときこの際私情お加え判断すべきではないと考へ、幸い市議会一致の御賛同を忝ういたしましたし、僭越乍らこの大任を御引受けいたした次第であります。

顧みるに我が芦屋市は目下解決を迫られている幾多の懸案が山積しているのであります。これを一々適正に処理していくには中々の難事ではありますが、何とかこの難関を切抜けて芦屋市百年の基盤を培い、幾分にても市民の皆様に報ゆるところがあればと心配しております。

わが芦屋には自ら芦屋の特性があり、伸びるべき方向があると思います。私は私の小さな考え方かも知れませんが、本市は何としても天下の住宅都市であると自負しています。そして今後山へ向つて発展していくであらう住宅の街芦屋の人々の最も関心事は街に文化の薰りを高めることにあると思います。それには先ず道路や水道を始め文化住宅街としての美と用を完備すると共に、教育、文化、施設が整備せられあらゆる住宅条件の完備を図ることが先決と考えられます。かくあつてこそ人々も自然に集まつて来るでしょうし、

観光都市としても自ら途が開かれて来ると思うのであります。私はこうした考へから、一筋伸びんがための撤収的な布石も亦止むを得ず、健実に足元から整え逐次理想の芦屋へ建設を再出発させたいと思つています。

これがためには或程度の日時をいたどき、裏付けとしての健全財政の確保と府内一致の努力はもとより、市民の皆様、どうか我々当局者を御督励、御鞭撻されましてわが芦屋市の輝しい発展のため全幅の御協力を賜わらんことを切に願ひます。次第でございます。

就任のことば

助役 渡辺 太萬

文化と自然との調和へ

木 村 正

前篇 総論

目次

緒論
前篇 — 總論
後篇 — 各論
緒論

観光懸賞論文第二席入選

観光芦屋の構想を述べる方法として、此所に大綱を二つに別け、先づ總論として芦屋市の觀光の在り方を考へ、都市の性格との結びつきに於て、遊覽的觀光都市でなく、性格的觀光都市であらねばならぬ事を述べ、衛生的で健康的で、文化的な住宅都市にして即觀光都市であるべきを言ひ、次で各論に入つて一言都市計画上の課題にも立に入るが觀光施設の各施設に言及し、六甲山系準國立公園の真中に打込んだ最大の梗である事を以て結ぶものである。

の線におかうとしてゐるのである。

斯かる世界的な客觀状勢の下に此の芦屋も独りその闊間に存在する事は許されないのであつて、大阪、神戸の大都市の中間枢要の地にあつて、山繁水明、交通至便の地理的条件はその氣候温和と伝統的風俗美と相俟つて今後は大阪、神戸両市の衛星都市としての需要は急激に増大し、その立地条件から住宅都市の性格は動かすべからざる事実として從来の所謂住宅都市とは稍々違つた新しい意味の住宅都市となるべき運命を負ふものとして考へられる。従つてその基礎の上に立つ「觀光芦屋」の構想は此の都市の性格と相結び、相たゞさえた性質を持たねばならないのである。

いのです。

私は明朝発つて瀬戸内の島廻りをしたいと思ひます。紙と木と竹とそして焼けた鐵板と煉瓦くづ、汚水と芥と惡臭の街。私は全てに落嘆しました。
と若しも語る人があつたとしたら、例へ海に山に施設が如何程あらうとも、それは仮作つて魂入れぬ例へ、外貨獲得、貿易外收入等は木に倚つて魚を求むる結果となるのである。

其所に於て緊急の要務は進展しつゝある客觀状勢に対しあらざるべき受入態勢の完備である。

二、觀光芦屋の構想
「私はスイスの湖畔に住んでゐるColedger do monaranです。もう十年も前から噂にきく日本の美しさを見たく想つてニューヨークの觀光事務所を通じて自家用の二千ポンドのヨットでやつて來ました。
私は美しい夢を持つて日本に來、東の鎌倉、西の芦屋と聞き伝へて昨日打出ヨットハーバーに寄港しましたが、折角持つて來た自動車も走らせる道がないのに困つてゐます。私の国では鹿や猿の走る道でも、もう少し美し

凡そ近代都市の性格は都市と生活の関係に於て明かに一つの傾向を示しつゝある事は事実である。即ち、從来人口は都市集中の傾向を示し、産業の興隆と共に都心へ、都心へと集まりつゝあつたが、重工業、化学工業の発達は都市悪発生の原因の一つとなり、その上交通機関の発達に伴い、時間的に距離の縮少が新しい刺戟となつて、現在及び将来は寧ろ大都市から衛星都市へ人口の移動が行はれつゝあると言ふことである。

一九三〇年以後の定説は、都市計画上に於ける理想的都市の人口は三万乃至十万とせられ、第二次大戦後各国の経済状勢から都市人口は概ね十万前後を以て最上とされ、英米に於ても又シヤウブ勧告案に於ても都市計画の基準を此

受入態勢の第二、第三は道路と交通機關である。更に「観光芦屋」は瀬戸内海国立公園や、大山、雲仙の様な自然公園地ではない。自然景觀を主目的とする観光地と言ふよりは寧ろ動的とも言ふべき文化景觀を主とする観光地でなければならぬ。その為には

都市計画の再検討

住宅地帯の整備

民生の安定

衛生都市の確立

都市美の構成

観光施設の建設

之等の事柄を基礎とせな

ければ完全な観光都市とし

ての効果は求むべくもな

い。

そして観光施設はヒンタ

ーランドとしての大甲山系を一体とした市街そのものも観

光地であり、街全体が海と山を結ぶ一大観光道路化する事

が芦屋に謀せられた大観光計画であると考へられるのであ

る。

三、行政的関心

現在日本の観光を拒むものは何かと言ふと先づ種々の施設の不完備と不衛生と不親切と不道徳である。肉体的には不衛生、不健康が観光客の旅心を荒し、不親切が倦怠を起させ、道義の衰退は不快感を抱かせる。之等を排除する為には公平な、正しい、そして強力な政策力を要するのである。

住宅都市であり、観光都

市たらしむべき芦屋は先づ

街全体を美しくする為に住

宅政策の整備と完遂の必要

がある。

之と並行して民生の安定

に心せねばならぬ。施すべ

き策は施されたかどうか。

民生は安定したか否か。

施策を施して尙、民生は

安定しないのか、それ共施すべき策に及ぼざる所があるのである。

かどうか。日本一の物価高は世辞にも自慢にならないのである。

古人は衣食足りて礼節を知ると言ひ、住生活はその都

市、その国の生活文化の尺度であり、民生の安定の強い政

治は自ら道義心を高揚するのである。

四、都市計画の再検討

冬木三左

外客は敗戦直後の三等国のジャン／＼市場を敗戦心理の

一つのスチールとして一度は微笑を送らう共、何時迄も微笑んではないのである。

強力な政治力と行政的関心が武器なき国を極東のスイスたらしめる事が出来るのである。

五、都市美の構成

都市美とは、都市の自然景觀と文化景觀との調和であると思ふ。

自然景觀とは、土地の高低起伏、山岳渓谷、河川沼沢、等を含む地形、土壤、氣候、植物等によつて構成し、文化景觀とはその上に作られて種々人間の生活に關聯を持つ体のものである。

此の文化景觀を形成するものは都市の骨格をなす道路網、交通網を要素とする都市の拡がりと形状である所の形態的のものと、ル・コルビジエの提唱する様な空間構成、又その機能によつて住宅地域、商業地域、工業地域等の異った景觀を構成するものとがある。

夫等は歴史的に、機能的に人々の自然景觀と調和して都市美を構成し、逆に一方から考へると、都市美とは畢竟都市の環境を整備して健康的な都市として住み心地のよいものにする事である。

都市美構成の要素としては視覚に訴へる建築美、橋梁美、街路美、造園美や騒音防止と言ふ様な聽覚に訴へるもの、汚臭、悪臭等の嗅覚に及ぼすもの、清潔整備等があり更に人間の運動を通して便、不便、休養、娛樂、觀光、リクリエーション等の広い意味の社会生活から来るものも考

へねばならない。

斯う言つた点が現在日本には余り考へられてゐない様で、余りにも無計劃、無秩序である。

橋の上に物売が並び、橋の袂から小公園には立看板が乱雑に並び、物売や宝篋を売る声が拡声機をやけに震わしその破つた籠がらは路上に散乱し、歩車道の街灯や並木の周りには塵芥が埋高く積り、公衆便所や污水の悪臭は歩行者の鼻をつくのを考えれば、観光芦屋は先ず之をなくさねばならない。

要するに都市美は都市計画の骨格の肉付けとして真に住みよい都市を作り、社会生活を美しく営む為にも美しい社会環境を作り出す事にある。之こそ観光芦屋建設の基礎である。

後篇 各 論

一、道路及広場

道路網

私は現行の特別都市計画を出来る限り踏襲したいと思ふが、私の觀た所、それは国土計画の一環としての地理的条件を満足させた以外には何等芦屋のローカリティが表現されてゐない感みがある。

とし、阪神芦屋駅前より南下して浜手幹線に至る三十米道路である。準観光補助道路として、国鉄芦屋駅の北口から山手幹線を結ぶ三十米道路を作る。

之等の道路の設計面に立入る事は本稿のよくする所ではないから、之は都市計画の技術に托し、之等の道路網が市の中心と性格を確定すると

芦 屋 誌 岡 田 真

① 駅前広場。

国鉄南口の正面の地域「

業平町」の東部三分の二及び「上宮川町」を緑地帯と

次に山岳道路（自動車路）として幅員六尺の舗装道路を「東山町」と「岩園町」の町境に発して「東山町」を西北に上り「朝日ヶ丘町」との町境を「山手町字笠ヶ塚」の北に出て六甲横断道路へ連絡する。

その道路勾配は十二分の一で、文科大学、ゴルフ場、サナトリウム、結核研究所への交通路とする。更に開森橋を発して山手小学校の西を北上し、弁天岩、奥池を経て六甲縦走路に取付く六甲横断道路を同じく六米道路として完成し、山地開発幹線であり大観光道路とする。

その勾配は十五分の一にして浄水場、サナトリウム、結核研究所への交通路とする。

一体芦屋市の、いや観光芦屋の中心は何所か？ 大局からみてそれがない。

観光芦屋の中心は当然、陸の国鉄「芦屋駅」海の玄関、打出ヨット・ハーバーであり、全ての道路網は何等かの積極性を以て之との関連を持たねばならない。

今、芦屋市の全図を展げて見よう。国土計画幹線として「浜手幹線」（幅員五十米）、之を挟んで補助幹線が南北に夫々十五米、幅員の補助1号線、及同2号線が並列し、その北を阪神国道が走る。

省線を挟んで南と北に夫々十五米補助幹線（補助3号及4号線）、山手幹線二十七米中員、山麓線（補助5号線）巾員十五米が最も北側を東西に走つてゐる。之等は変更の余地はあるまいし、其儘で良いと思ふ。

所がさて、南北道路の一部変更を考へて見たのである。先づヨットハーバーから北上する観光第1号線は浜手幹線に連絡し、阪神打出駅の西に接して北上し親王塚の西側を軽く迂回して山麓線に連絡する三十米道路を敷設する。

観光第1号線は観光第1号線との交叉点より駅前広場（国鉄芦屋駅前）に通ずる三十米道路。

観光第2号線は中央幹線（二十七米）と並行し駅前広場より浜手幹線に至る三十米道路。

観光第4号線は駅前広場より官衙地帶に至る放射状道路

核研究所、モデル発電所、弁天岩、奥池住宅地、奥池温泉奥池遊覽地を結び、更に神戸、有馬、宝塚に通ずる大観光自動車道路とするのである。

廣 場

① 駅前広場。

打出の沖とどろとどろに海鳴れば暗き臥床に目をあきてをり浜に出てて蠣殻をいくつか拾ひたり我が飼ひ鷄に呉れてやるためにが芦屋は何処へ行きてても松の木あり松の育ちの良き地質ならむ。

る。

② 阪急「芦屋川」駅の両側は南北三十米の緑地帯及芦屋川両岸を緑地帯とし、遊園地化する。

③ 阪神「打出」駅前は観光第1、第2及補助2号線の二つの道路の三角地域を公園とし、駅の南側に幅員二十米の道路を東西に配して広場に代へるのである。

二、観光施設

① 海の玄関「ヨットハーバー」

海上観光資源として比類なき瀬戸内海国立公園の門戸に国際的ヨットハーバーの必要を認められ、その実現を要望されるに至つたのは昭和二十四年五月であつた。

芦屋打出浜に位置決定して国県市費を以て海上及陸上施設が整えられた時には外客の入国拠点の一つとして重要な役割を占めるであらう。

位置は大体芦屋市と西宮市との市境「堀切川」より西方、打出西蔵町に至る間、北は補助1号線に至り、南は海辺の一部を埋立て三百乃至五百米海上に突出した防波堤を構築する。防波堤の上には十メートル乃至三十メートルの防風林を作り、ヨットの繫留に便ならしめる。

陸上施設には管理事務所及びクラブ、觀光ホテルを建てヨットボンド、ブール、駐車場、公園道路、トラック、花壇、及周囲一帯に公園を配備する。

② 海技大学の充実

旧神戸高等商船学校の分校として現在西蔵町の浜にある海拔専門学校を海技大学に昇格せしめ、短艇練習場として海上を、海技基礎教育場として陸上施設を利用し、校舎は増改築し、気象観測等の実習を行ふ。

る。

③ 古墳群の保存

阪神打出駅から山手町に至る間に散在する金塚、親王塚その他の古墳群を美化し、貴重なる文化財の顕賞と温存に努める。

④ 新住宅地帯の建設

總論に述べた如く行政面の施策として、住宅政策を実現する為に觀光的住宅地を六麓荘町、朝日ヶ丘町、東芦屋町山手町一帯に展開する。

⑤ 公園墓地、果樹園

劍谷国有林の中、約四万坪を借地とし、五ヶ年計画を以て公園墓地を建設し、市内各所に散在する小墓地を整理統合し植林を行ひ、その背面の緩傾斜地帯を果樹園として、桜、桃、桜桃、柿、梨、無花果等を以て觀賞と結実の両面をねらひ、郷土物産の一つに迄發展せしめ、生産の一助とする。

⑥ ゴルフ場建設

朝日ヶ丘の西部、東山町の一部を含む大約四万坪の地は今有志により九ホールのゴルフ場建設の計画が進められてゐるが、之が実現すれば一つの觀光施設として、カンツリーケーブルその他の附屬建物を配置する。

⑦ 大学設置

③ 陸の玄関国鉄「芦屋駅」の増改築及私鉄各駅の改装と共に、市の觀光中心点であり陸の玄関である国鉄「芦屋駅」の増改築を行はねばならない。

正面玄関を南口に設け、鉄筋コンクリート又は木造大壁の明朗な建物とし、広々とした駅前広場と調和を保たせ観光駅に適しいものとする。

それと共に阪神、阪急電鉄の各駅を本格的なものに改裝し、充分の設備を施し、駅周辺の広告看板を整理統一して美觀を損傷しない様にせねばならない。

④ 児童福祉会館及托児所の設置

市の厚生施設であるべきだが、都市美觀の一翼を担ひ、国際的な文化施設への連がりを持たせて觀光社会施設とする。

位置は裏に駅前広場の項に一言触れたが、「上宮川町」の東部に白壁の会館を建設し、緑の公園と児童遊園を持ち、幼稚園、托児所を附設する。

⑤ 図書館、美術館の建設

位置は東山町の西南隅の一角、補助5号線と中央幹線とのT字交叉の北側に鉄筋コンクリート三階建の図書館及び美術館を建設し、岩園町から三条町に涉る山麓帶状地を文教区となし、その中心を構成し、広義の郷土史的文化財とする。

芸術大学又は文科大学（仮称）を美術館の北、東山町の山麓に設置し、美術館、図書館と共に文教区の中心を構成する。

⑥ 城山公園

鷲尾山の砦跡、通称城山の頂上を整地し、小動物園、植物園を設け、展望台には望遠鏡を据え、国旗掲揚塔を設けて祝祭日には国旗を掲揚する。

登山路は眼下建設中であり、之が完成すれば植樹して治山治水を兼ね、山頂よりは高座滝へ馬背峠を経てハイキングコースを拡充しハイカーの利用に備へる。

⑦ サナトリウム及結核研究所

現在市淨水場の西、標高二百メートルの丘陵地に淡緑色の鉄筋コンクリートのサナトリウムを建て、京阪神間格好のサナトリウムとし、近傍に結核研究所を建設し、結核予防の特別市に指定されてある芦屋市の亡國病撲滅の根拠とし、国際的學術交換の機關とする。

⑧ メヂカルセンター

松の内町又は月若町に周囲を緑地帯として綜合病院を建設し、公営とし、國民健康保険制度の実施と並行して、市内各専門医及斯界の權威者を招きメヂカルセンターを構成する。その運営方法として一つは市營綜合病院を建て醫師を常駐する普通一般の方式と、充分なる施設と完全なる設

備を設け、市営として市内医師会の自治管理として、その施設の共同利用に任せる方式と、その両者の並用の三方式を考へ、最も多く市民的であり、有効であり、円滑に運営の出来る方策を考へた組織のものとする。

(14) モデル発電所

芦屋川中流に規模小なる発電所があるが、之を拡充強化し、緑地を配し、電気小博物館を建て、社会教育事業の一環として一般に電気科学知識、パノラマ及発電事状の知識普及、生活文化の向上と連繋させる。

(15) 弁天公園

芦屋川中流、弁天岩附近を公園化し、自然美を損せない様に努め、現在滝れてゐる川向ふの滝を復活して雌雄両滝を再現する。

此の附近から愈々六甲山系準国立公園の性格を判然とせしめて行かねばならないし、事實その様になつて行くのである。

(16) 自然公園

弁天公園の北に連なり、芦屋川に沿ひ両側山肌一帯を標高三百五十乃至四百米線に沿ひ本谷との分岐点迄を自然公園として、渓流、奇岩及び観葉樹の増植等による渓谷美を保存する。

(17) 花原放牧場と高山植物園

温泉湧出は権威ある筋の話によれば確實であり、古老の言によれば奥池の水は池底の水門あたりでは寒中も尙微温を保ちつゝあると言ふ。

又科学的な観測により予想される所では地下温度約四十度位であらうと言ふが、残された問題は湧出温泉がどれ位かと言ふ事である。

(18) 奥池遊覽地

奥池周辺一帯を遊覽地とし、カントリークラブ、憩の家(週末ハウス)ヨットハウス、ボートハウス、ベビーボルフ、テニスコート、音楽堂を建設し、池の上にはヨットやボートを浮べ、周囲山林中にはキャンプ場及簡易山の家を建て、ハイカーの為にも供する。

(19) 奥池淨水場新設

奥池遊覽地、奥池住宅地等、奥池一帯の給水源とする為に淨水場の新設を必要とする。風光明媚な山間淨水場は標高五百三十五メートルのイモリ池を水源とし、附近に淨水場を建て、減菌淨水を行ひ、附近一円を桜の名所として桜木を植林し、送水管はイモリ池から奥池を結ぶ谷間の緩勾配に埋設して送水地域に配管する。

(20) 六甲自然公園

六甲横断道路が、六甲縦走路に結びつく所より六甲最高峯に至るドライヴエイ両側を自然公園として遊園地とする。

芦屋川自然公園の第一堰堤と第二堰堤の中間の谷間から西に花原の緩勾配に出る。

数万坪に涉る此の自然の緩勾配の地域を一帯の放牧場とし、乳牛及山羊の放牧を行い、芦屋市と神戸市の境界近く高山植物園を設ける。此の辺は熊笹峰の標高と概ね等高位にあり、その辺の草木類が山麓地帶のと稍々趣を異にしてゐる事は寒冷植物の栽培及經營をあながち不可能ではないと思はせるものがあり、美しい花畠や、フレームの棟が立並んで一体に美しい景観を臉に描く事は眞に楽しいものがある。

(21) 奥地高燥住宅地帯の設定

芦屋川と本谷との合流点より奥池に向ふ逆三角洲約五万坪を高燥住宅地として一部落を構成し、要すれば全関西の文化人有志を糾合して文化村を建設し、日本文化高揚のメソカとしたいものである。

此の地帯は六甲横断道路を走る觀光バスによつて旧市域との連絡をする。

(22) 奥池温泉(塩通山元湯温泉)

行基菩薩有馬に温泉寺建立の際、六甲の山頂に立つて南を望めば紀州より有馬に至る沙道が虹の如く通ひ、有馬温泉の元脈を見たと言ふ。その沙道に奥池の温泉試掘を行ひ温泉ホテルを建設する。

る。

(23) 六甲横断道路建設

以上の各觀光地帯を結ぶ紐帶は阪急芦屋川駅から弁天岩を経由し、奥池通り小天狗山の山腹を廻つて六甲縦走路に取付く觀光道路は、既に一部の調査を了へ、近く拡張工事の実施にうつす事になつてゐる。

本道路は六甲山系一聯の觀光動脈として神戸、有馬、宝塚、武田尾への幹線ドライヴエイとなるものである。

(24) 水産指導所(又は水産試験所)

急転して浜に降る。芦屋川の河口、松浜町の南端に水産指導所又は水産試験所を設けカキの養殖事業を行ふ。カキの養殖に就いては現在海中に点在する岩等に相当量のカキが自然繁殖してゐるのであるが、此の地の利を應用して人工増殖を計らうと思ふものである。

(25) 芦屋浜海水浴場

夏の景物海水浴場の開設は市営二年間の経験を生かして愈々本格的に壳出すべく、特に地方色豊かに健全な海水浴場を經營し、アプレ型のものから脱して、文化の香りを此所にも求めねばならない。

(26) 觀光バスの運転

外客に対しては觀光遊覽バスであり、市民に対しては南北線の交通機關である三つの運転区を持つ觀光バスの運転

を計画する。

第一運転区。国鉄芦屋駅—文科大学—ゴルフ場—笠ヶ塚

—浄水場—弁天公園—奥池—小天狗山—六甲公園。

第二運転区。国鉄芦屋駅—阪急芦屋川駅—笠ヶ塚—六甲

莊—ヨットハーバー—国鉄芦屋駅。

第三運転区。市内観光バスである。

国鉄芦屋駅—鶴塚—法恩寺—在原業平の古蹟—天然記念物「くろがねもち」(芦屋の松)—高座瀧—芦屋神社古墳—阿保親王古墳—金塚—親王寺—ヨットハーバー—海水浴場(夏季のみ)—水産試験所カキ養殖場—

國鉄芦屋駅。

三、結語

以上を總括して芦屋市山麓道路より以北は六甲山系準国立公園(申請中)の丁度中央部に打込んだ大きな楔であることは、地理的にも性格的にも言ひ得る事である。

そし觀光施設の各個については殆んど箇条書程度の事しか述べられなかつたが、夫々の施行設計は、都市計画及専門的技術面に立入る為特に避けたのであるが、一応の大綱を論述したつもりである。

一括して全体が、物的にも精神的にも、凡ゆるエレメンツが一本の繩として「觀光」の光彩の中に溶け合ふ事を夢

見るのである。(氏は市企画課勤務)

具体性の把握を推す(選後感)

齋會員 川 越 清

第二席木村正男氏の論文は、その具体性的の確実な把握において優れている。氏はまず觀光芦屋の都市美は、過ぎ去つた時代の文化でなく、香も高く新しい近代的文化景觀を、その自然景觀とよく調和した形において、これから創造してゆかねばならぬ、と叫ぶのである。そして道路を語り廣場を語り、觀光施設を語るにあたつては、芦屋市全域を掌上に載せて、これを指さす如く、その具体性は明快を極めている。またその計画性も秀拔で、人をして首肯せしめるものが多々あるが、たまたま現下の情勢は刻々に変化しつゝあるがために、その優れた具体性が却つて禍して、現実にそぐわないところもないではない。しかしながら、芦屋市の立地条件をあくまで追究して、これを如何にして活用しようかと探求している精緻には誰しも感銘するであろう。すなわち第一席の佐藤氏は觀光芦屋の根柢理念を明確にし、木村氏はその具体性を表現した。両々相俟つて、芦屋市将来に偉大な貢献をなされるであろうことを喜ぶものである。

芦屋郷土誌(三)

細川道草

第二節 葦、蘆、葭、葦等について

あしよじと仮名でかくとたやすいが、之を漢字にすると色々の文字があつて区別することは中々むつかしい。

一、区別してあるものの例。

○和漢三才図

凡そ葦の初生は、葭と云ひ、未だ秀でざるものは蘆と云

い、長成したものを葦という。

(凡葦之初生曰・葭、未・秀曰・蘆、長成曰・葦)

○本草図經

葭は即ち蘆也、葦は即ち蘆の成れるもの也。

○日本植物図鑑

漢名葭はあしの初生、蘆は蘆本、葦は長成せし者を云う

○大系漢字明解

葭……わかあし。葦未だ秀でざるものなり。艸をともどし、艸を音とす、葦の初めて生ずるなり。

蘆……おほねあし。艸をもとどし、蘆を音とす。

二、使用の例

(1) 葦、一汀(あしの生えたみぎわ)——(あしでこしらえたつな)——席(あしであんだむしる)——召(あしの穂)——車(かざらぬ車)等。

葦字は最も古くから使用され、古事記、日本書紀、万葉集等には多くこの文字を使つてゐる。これらのかわしいこと

は次節に述べることとして、その他のもの二、三をあげて見る。

○枕草子（平安時代の頃、清少納言が書いたもの）

「葦の花、更に見どころなけれど、みてぐら（幣帛）などいはれたる、心ばへ（趣）あらむと思ふに、ただならず、もえし（芽）も薄にはおとらねど、水のつらにてをかしうこそあらめと覺ゆ……」。

○和漢三才図会

「琉球の国に大葦、有り、其の周囲尺許り、箇厚四、五分以て器物と為す……」。

○扶桑故事要略。

葦刈明神としてこんな記事がある。

「昔難波津に夫婦が住んでいた。家が貧しくて渡世を苦しみあかぬ別れをしたが、後、妻は出世して富者に嫁いだ。或時妻は車で昔住んで居たあたりを通つて見ると、前夫が葦二束を負うて休んでいたので、あわれに思つて小袖を与えた。男はあやしんで立寄つて見ると、もとの我が妻であつたので、恥ぢて逃げ、とうとう海に入つて死んでしまつた。女もまたその後を遂に身投げした。後に二人は海神の通力によつて神とあらわれ、葦刈明神となつた」。

○一話一言。（江戸時代、蜀山人の隨筆）

らう。それを誰のがどこで見てゐたのだらう。とはいひ温

地のはうから闇のなかをとほつて葦の葉ずれの音がきこえてくる。そして今わたしが仰ぎみるのは空に散つて揺れさだまつた星の宿りだ……。

○和歌

津の國の難波の葦の枯れぬれば

異浦よりも寂しかりける

窪田 空穂

荒玉の長き年月住まひ居り

あやしこの夏葦切の鳴く

伊藤 左千夫

さみだれを朝寝し居れば葦切が

声急き鳴くも庭の近くに

同

（2）蘆。一雁（あしの洲に下れる雁）一雪（あしの白い穗）一葦（あし）

蘆字は古くからもぼつゝ使われているが、平安時代頃から多く見受けられる、今二三の例をあげて見よう。

○大和物語。（村上天の天暦頃、在原滋春の作と伝えている。三巻）

蘆荷ひたる男の乞食のやうなる姿なるこの車の前より往きけり。これが顔を見るに、その人といふべくもあらずいみじきさまなれどわが男に似たり。これを見てよく見まほしさに、「この蘆持ちたる男呼ばせよ、かの蘆買はん」といはせけり……。「この蘆の男に物など喰はせよ、

「難波の葦。攝州西成郡にあり、或は河辺郡尼崎の辺の島々に生ずるもの、片葉也と云ふ。実は一所をさすに非ざるならん……」。

○国史の研究。

九州防長の海浜には今に一種の葦叢生す。之を「うがや」といふ。即ち海茅なり。葉は広くして長く、七八尺にも至る。俗に苦茅と云ひ、又鬼茅とも称す。海茅の転訛せしものなるべし。海辺の人家の屋根を葺くには最も適當なる材料なり。上古は出産の時は別に産屋を海浜即ち渚に造る慣例なりし故、常に「うがや」を以て之を葺きしなるべし……」。

○史籍集覽。（近藤瓶城編）

葦島、「為朝は保元元年伊豆の大島に流されたが八島討ち従へ横領せり。永万元年三月海中の沖の方へ鷺の飛び行くを見て島ありと思ひ、郎等を率ゐ」。しかし、あやしき島につきたり。住民は長きかみをまゝに上げ、身には毛ひしを生ひ、色黒く牛の如く刀をさしたり。島の名を問へば鬼ヶ島といふ。為朝やがてその島を平げて島に大きき葦の多く生ひたればとて葦島と改め名づけ、これを八丈島のわき島と定めたり……」。

○現代詩集、伊藤静雄、反響、夜の葦

いちばん早い星が空にかがやき出す刹那はどんなふうだ

物いと多く蘆の価に取らせよ」……。

○伊勢物語。（我が国最初の歌物語りで在原業平の歌をもととしてその行跡を述べている。二巻）

昔、津の国免原郡蘆屋の里にしるよしして行きて住みけり。昔の歌に「蘆の屋の灘の塩焼暇無み黄楊の小籠もささず來にけり」と詠みけるはこの里を詠みけるなりけり。ここをなむ蘆屋の灘とはいひける。

○更級日記（平安時代庚平年間菅原孝標の女の著。一巻）

「今は武藏の国になりぬ、ことにをかしき処も見えず、浜も砂子白くなどもなくこひぢのやうにてむらさき生ふと聞く野も蘆荻のみおいて馬に乗りて弓きたる未見えぬまで高く生ひしげりて中をわけ行くにだけしばといふ寺あり……」。

○神功皇后御伝記

弘仁六年安房国より蘆の長三丈、圍一尺あるを二枚献りしこと見ゆ。尙日本逸史にも冬十月庚子（弘仁六年）（安

辰國獻蘆二枚、長各三丈圍一尺）とある。（以下次号）

眞理は汝等に自由を得さすべし

（ヨハネ伝八—三一一）

芦屋が市制を布いた頃からの十年間を、毎日東から西へ西から東へと芦屋を通り抜けている私である。そして市の理事者にも、街の知名の人々にも幾人かの知己をもつてゐる私である。従つて私は芦屋の発展、芦屋の将来ということについては、深い関心と好意とをもつてゐる芦屋市外の住民の一人である。

焼け爛れた市街は、かつて東西の双壁とうたわれた豪華な邸宅のおもかげを偲ぶよがもない今日であり、芦屋川の清流は滾々として流れはして、電閣者流に伐り倒された松の翠はかへつてこないのである。

斯うした人間、芦

屋市民から見れば

第三者の私の目か

ら見て、十週年を

迎へた芦屋市に今

日どれだけの進歩

があつたであらう

かということをいぶかしむのである。当時は一九四〇年などとは云はなかつた、紀元二六〇〇年といつて、それに陶酔し天下に我々日本人ほど偉い国民はないと自惚れていた折だつた。そして市制施行間もなく大戦が始つて、それからといふものは、凡てのことは放擲されて、悲惨なことはかりがつゞいた。文化都市の建設など云ひ出す者もなかつたが例へあつたとしても、そんな言葉に耳を傾けるものは一人もなかつたのである。

一九六〇年の芦屋

石川年魚市

会のお茶のサービス
イスまであるとい
うので、一族郎党
をひきつれて行つ
たまではよかつた

が、その中の幾人かゞタオルやハンケチを引さいて、くくつた足を引ずらねばならぬ哀れな家路だつた。そんなことで二三日も臥つた人さへあるといふのが、一九五〇年の芦屋の実相ではないか。

行政区劃が何うであらうと、ながらうと、夙川から住吉川への区域は芦屋である。六甲を背に、茅渟の海に望んだところ、昔小鳥が暖かい塘ホグロを持へたであらうその山懷に、

若々しく柔かい一本の草として崩えそめたのが、芦屋なのである。誰が何んといはうと、この間を歩いてみろ、ぶんと香ふその馨りがはつきりと、こゝからこゝまでが芦屋だよと指しているではないか。三本の天上川、それは芦屋川を中心にして、六甲山系から内海へそゝぐ土塊の崩壊の跡であつて、この一つの同じ地形のところに、育つた人情風俗といふものが、現代の芦屋文化を胚胎したのである。私は断うした立場から、夙川、住吉川間を芦屋と呼びたい。

芦屋を觀光都市にしたいという希望がある、渝によい計劃だと思う。そこで私は注文があるのである。その第一は芦屋の自然のよさを殺さないほし、例へば高座の滝、あんないい滝が市内にあつて、四時の行楽に頗るあつらへ向きてあるが、あの滝壺附近のコンクリート工事や、深ものを見せつけられでは折角の風景も台なしになるといふようなことなのである。次に自然のよさを活かしてほしいのである。ヨットハーバーとしての海面、海水浴場、潮干狩場としての浜は、こよなき芦屋の資源だと思う。浚渫機での石礫や貝殻を取除くに幾ばくの経費がかゝりませうかといふようなことである。スイスなど国全体が公園のようだといふ、路傍に千草八千草咲乱れ、たわゝに果物が実つてゐる、どこが道で、どこが公園で、どこが邸内かけじめが分らん、街全体が公園で公園の中にお互の住居があるとい

うようになつてゐる、自分も楽しめる他人にも娛しませるといふよりは、自分には僅かに十坪足らずの猫の領みたいな前栽しかないが、堀をとり払つたので何方里とも知れぬ広大な庭園に遊ばうというのが私のこの案である。勿論我が國は外国のような建物ではないから、外から室内を隣見されるという嫌はあるが、それは植込や生垣のしかたで何うにでもなり、警察力さへ強化すれば枕を高くして休まれもしょうと思う。一つ芦屋市民たるもの日本唯一の堀のない街、盜難を知らぬ街を作つてみようではないか。芦屋マダムとか芦屋夫人という言葉があるようだ、良い意味のかよくない意味なのか私は知らないが、まあ少し文化的だといふことだらうと思う。そこでこの文化人なるものはそもそも／＼何者かといふことになるが、私は文化人といふものは、あながち絵を画いたり小説を書いたり藝術を論ずるものという意味ではないと思う。我々の生活を豊かな潤ひのある充実した幸福なものにする素材が文化であり、その素材を作り出し、その素材を巧に利用して己が血や肉として次の素材の生産に貢献する人こそ文化人ではないかと。從つて、携つてゐる職業の種類ではなくて、その職業を如何にこなして役立てゝゆくか、つまりその人の教養の深さによつて、文化の度が、秤られるということになると思う。

芦屋が将来、觀光都市として海外の顧客を誘致しようといふ。芦屋が将来、觀光都市として海外の顧客を誘致しようといふ。

うならば、二三の画家や彫刻家に目をくれる必要はない、彼らは彼らの手で道を切拓いてゆく、それよりも市民大衆の眼を啓いて、外客に好感を与えてほしいと思う。私は頃日、長崎、雲仙、熊本、阿蘇に遊んだ、シーボルトの旧居やお蝶夫人のことを知らない長崎市民にあきれた、殊にシーボルトの旧居に至つては、つい近所の町でさへ知らぬ連中があつた。之に反して雲仙は愉快だつた、天氣もよし宿（宮崎旅館）もよしその上様のさわという女中が、山の四季の様子を語つてくれる、地獄の噴火の変化なども話してくれる。それで僅か数日の滞在客に雲仙のあらゆる智識が植付られていつて忘れ難い印象を得たもう一度行つてみたいと思う。然るに熊本では県の課長が若い課員を案内してくれたけれど、其ガイドたるや熊本城に銀杏の樹のあることさへも知らなかつた、阿蘇登山バスの案内はいい耳軟かで、けれ共阿蘇ホテルときては沙汰の限りで二度と行く気にはなれなかつた。そこで芦屋市民たるものには、芦屋の古代の文化は勿論のこと、現代の各般の事象より神戸大阪奈良京都の觀光や産業についても一通りの見識をもつて、外客に接し得られる位の素養をつけてほしいものだと思う。温泉を掘るといふ話もいいと思う、こゝを中心にして歓楽場を作るということだと思うが所詮宝塚以上のものにはなれない、自動車競争場というのも一つの思ひつき

ではあるが、何うせ走る車のこととて競輪と振ぶところはない、終ひに手を焼かねば幸である。それよりも、ヨットハーバーの防波堤を兼ねて、沖合に一万坪程の埋立地を擁へ、朱の橋を渡れば乙姫のいる龍宮のような名付けて業平歓楽場を拵へたら何うかと思う。そこにはダンスホールあり、キャバレーあり、バーあり、ティールームあり、しるこ屋、甘酒屋、おでん屋、焼鳥屋、諸ゲームなど、飲み食ひ遊ぶものなら何でもある。而もそれが全部定価販売で一文の暴利もむさぼらないから安心して胸算用しながら遊べる。その上宿泊者のためにはホテルあり旅館ありアパートもありハウスありといふ風に万端の設備をとゝのへるばかりでなく、警戒は特別嚴重で決して喧嘩や物盗りをさせないから土地に不案内な者でも言葉の不自由な者でも真から安心して遊べる衛生的な歓楽場であつて、而もその大半は全部洋式で外人が故国にある思ひで遊び、その一部は数寄屋造りの純日本風で振袖姿の乙女のサービスの味へるよう拵へる、その上ここに働く婦人は厳重な採用試験を行つて容貌、体格、健康、智性など少く共英対話のできる位の教養のものばかりにしたいと思う。そしてこゝの歓楽場は只日本の名物というよりは世界の名物、芦屋の業平歓楽場として押出したらと思うのである。

(県教育課勤務)

芦屋市学童の体位白書



本市では最近市内各中小学生について身体検査を施行してその結果を纏めた。それによると大体の傾向として男女とも身長、体重は共に増加しているが、胸囲は反対に低下しているといふ「ひよろ長型」を示している。これが矯正には全身を均等に発達させる運動例えは水泳、機械体操、徒手体操等を奨励する要があるとされている。

学童身体検査表 芦屋市

年齢	6歳	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
身長	男 109.8	114.6	118.5	123.4	127.3	131.8	133.2	141.4	148.4	153.2	158.0
	女 108.4	113.5	117.8	122.7	127.8	132.6	137.0	142.1	146.5	150.0	
体重	男 109.9	114.9	120.6	124.7	128.3	132.4	138.6	143.8	149.6	153.0	
	女 108.8	114.3	119.0	121.9	128.1	133.8	141.5	143.6	149.6	149.7	
体高	男 18.4	20.2	22.1	24.3	26.7	28.8	30.8	34.2	39.5	42.1	45.2
	女 17.8	19.8	21.4	23.5	26.0	28.8	33.3	36.6	39.8	42.0	
胸囲	男 18.5	20.7	22.5	24.7	26.7	28.5	33.4	35.8	41.3	43.8	
	女 17.9	20.0	22.1	24.0	26.5	29.1	34.0	38.1	41.2	39.6	
胸囲	男 56.2	58.0	59.4	61.1	62.5	64.4	67.1	69.8	72.1	73.2	80.8
	女 53.5	56.5	57.7	59.3	60.7	63.5	66.7	68.5	72.0	79.0	
坐高	男 55.9	57.6	59.3	60.7	62.9	63.9	69.5	71.3	75.3	77.0	
	女 54.4	55.9	57.2	59.1	61.4	62.0	77.8	79.8	81.4	84.0	
全 国											
身長	男 108.6	113.4	118.1	122.3	126.5	130.6					
	女 107.7	112.7	117.3	121.7	126.8	130.9					
体重	男 18.5	20.3	22.3	24.2	26.3	28.4					
	女 17.9	19.6	21.5	23.6	25.8	28.5					
胸囲	男 56.3	58.1	59.9	61.6	63.3	65.0					
	女 54.7	56.4	57.9	59.6	61.5	63.7					
坐高	男 62.1	64.4	66.5	68.1	70.2	72.0					
	女 61.8	64.1	66.2	68.2	70.2	72.4					

図書館法について



- 図書館法（法律第一一八号、明治二十九年九月六日公布）
- 図書館法施行規則（文部省令第二七号、明治二十五年九月六日公布）
- 図書館法施行令（政令第二九三号、昭和二十五年九月二十日公布）

こうした過程によつて永い間胎動のなやみを続けた図書館に関する法律もいよいよ制定され実施されることとなつた。例えば、財政事情やその他の理由によりその設立が義務制のわくからはずされて、公共団体の自主性に委ねられたといふような現下の情勢による制約はまぬがれなかつたとしても、昭和八年このかた長い年月を並々ならぬ労苦を重ねて、ともかく時勢に即応した現在及び将来の図書館の在り方につき、適確な法的根拠を与え得たことは、新しい文化的国家建設の上からみて、まことによろこばしいことである。いまこの法律の根本精神をたずねると、それが第五国会で制定された社会教育法の精神に基いていることがわかる（図書館法第一条）。社会教育法にはその第三条で、国や地

みることができる。（図書館法第三条）

こうして掘り下げて考えると、この三つの法律は、その底を流れる一貫した脈々たる精神によつて生かされるものであることを知るべきである。

さて、この図書館法を概観すると、三章二十九箇条と附則十三項から成つてゐる。いまその梗概を掲げると、第一章は「總則」で、うち第一条では（目的）が、第二条では（定義）第三条では（図書館奉仕）がそれぞれ規定されてゐる。この第三条は新しい図書館の本質的性質を規定したもので、現在及び将来の図書館が、社会教育機関としていかなる在り方を示し、また使命を果さなければならないかということが八項目にわたつてかかげられてゐる。第四条から第六条は、いわゆる図書館の専門職員たる司書及び図書補の職務と資格ならびにその研修のための講習のための規定で、かなり高度な要求がもられている。これは図書館奉仕が教育文化の上でいよいよ重要性をおびてくる結果、図書館人に對してこうした高度な専門的知識と技術が要求されたもので、附則や省令にもその資格と研修の体系等に關してはさらに詳細な規定が設けられている。見方によつては、今度の図書館法は、その法的精神の焦点ともいふべき図書館奉仕の使命を完遂するため、まづ人の充足に重点をおいたものともいふべきであろう。第七条は（指導・助

方公共団体は、国民相互の間ににおいて行はれる自主的な自己教育活動を実りゆたかに助長するため必要な施設の設置及び運営、集会の開催や資料の作製、頒布その他の方方法で、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、実生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するよう努めなければならないことが規定されている。こゝに図書館法の根本精神のつながりを窺うことができるが、さらにこの社会教育法の精神は、さきに制定された教育基本法の精神にさかのばつて、その本質をきわめられねばならない（社会教育法第一条）。

教育基本法第七条をみると、社会教育といふ見出しで、「家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、國及び地方公共団体によつて奨励されなければならぬ。國及び地方公共団体は、図書館・博物館・公民館等の設置、学校の施設の利用その他適當な方法によつて教育の実現に努めなければならない。」という規定をおいている。これによつて覗ると、社会教育法はこの趣旨を展開したものであり、図書館法は、その社会教育法の精神をさらに具体的に展開したもので、図書館は結局その精神を具現する教育的環境であり、教育文化活動の場でなければならない。そのもつとも見やすい例は、図書館法がかかる新しい図書館の本質的機能ともいふべき図書館奉仕の構想に

言）、第八条は（協力の依頼）、第九条は（公の出版物の収集）となつてゐる。

ついで、第二章は「公立図書館」の規定で、第十条が（設置）、第十一、十二条が（報告）の規定となつてゐるが、これは第二十四条の（届出）とともに、今回の図書館法の重要な一点ともいえるもので、従来の認可制度を全く廢止して、その時その時の行政の流れから超然たり得るようになしたものである。第十三条は（職員）、第十四、五、六の三箇条は（図書館協議会）について、第十七条は（入館料等）、第十八条は（公立図書館の基準）、第十九条は（国庫補助を受けるための公立図書館の基準）についての規定であるが、第二十条から、第二十三条までは、（公立図書館に対する補助その他の援助）が規定されている。前記の図書館法施行令は、この第二十二条第二項に基いて制定されたものである。

さらに、第三章は「私立図書館」に関するもので、この二十四条の（届出）は、第二十九条の規定とともに、民主主義的な社会教育行政が、国民の間で行われる種々な自由な活動に対して、ノーコントロール、ノーサポートである原則を示したものといえる。つぎに（都道府県の教育委員会との関係）は第二十五条に（国及地方公共団体との関係）は第二十六条（入館料等）は第二十八条、（図書館同

種施設)は第二十九条によつて、それぞれ規定されているのである。

また、附則十三項目中、3項から11項までの九項目が図書館職員に関するものであるのは、省令の三章中二章までがその資格及び研修体系についての詳細な規定であるのがわせて、図書館人の職責のいよいよ重きを加へることがうかがはれる。

省令は、図書館法第六条第二項・第十九条及び附則第十一項の規定に基き施行規則として定められたもので、三章二十三ヶ条四附則から成り立つていて、第一章は「司書及び司書補の講習」で、第一条から第九条にわたり、図書館法第六条で規定された司書と司書補の講習について、その受講者の資格や講習科目などに関する詳細な規定が設けられている。第二章は、図書館法第十九条の規定による国から補助金の交付を受けるために主要な公立図書館の設置及び運営上の最低基準が「公立図書館の最低基準」として、第十条から第二十条にわたつて規定されている。第三章はさらに専門職員の資格に関するもので、これは図書館法附則第十項に基き「准ずる学校」の規定である。なお附則四項目のうち2・3両項目ともに司書の研修に関する規定で、法と令と相俟つて図書館専門職員の研修体系が組織立てられ、強化されているとみるべきである。

★教育委員会選舉のため補充選挙人名簿調整について。

十一月十日は兵庫県教育委員会、芦屋市教育委員会委員選挙。

愛児のため立派な人を選びましょう

一、投票できる有権者は

(1) 本年六月四日執行の参議院議員選挙の有権者(それに用いられた選挙人名簿に登載されている人)

(2) 右以外で左に該当する人

(イ) 本年八月十一日以前から本市に住んでいた人(十一月十日迄に満三ヶ月居住)で昭和五年十一月十一日以前に生れた人(十一月十日迄に満二十歳)

各課より
た
（ロ）天災事変等により止むなく他の市町村から本市に住所を移した人

省令は、

(1) 調製の現在期日 昭和廿五年十

(2) 海外引揚者で本市に住所を有する様になつた人

(ハ) 海外引揚者で本市に住所を有する様になつた人

(2) 登録申請の期間 昭和廿五年十月廿日から同月二十四日まで

(ロ) (ハ) に該当の人は十一月十日に満二十歳であれば住所を有する期間が十一月十日迄に三ヶ月になります。

二、一の(2)に該当する人は、十月二十日から十月廿四日までの間に補充選挙人名簿登録申請書(様式は市内各出張所又は選挙管理委員会にあります)を選管委員会に出すこと。

(1) の名簿は右の期間中(自十月廿日至十月廿四日)出張所及び選管委員会で閲覧に供します。もし右名簿に登録されるべき人でもれている人があれば右期間中に補充選挙人名簿登録申請書を御提出下さい。

三、今回の補充選挙人名簿は申出(申請)がないと登録されません。

四、補充選挙人名簿調製の日程は次の通り。

(1) 調製の現在期日 昭和廿五年十

二、止むを得ない用務又は事故のため

三、不在者投票について

次の事由で選挙当日自ら投票所に行き投票をすることのできない人は選挙の告示のあつた日(十月十一日)から選挙期日(十一月九日)までの間にその説明をすることによって不在者投票ができます。

一、市外で職務又は業務に従事中であるべきもの。

日の光り海よりさすとき
われ君を思う
月の影泉にうつるとき
われ君を見つ
われ君を思う
★
遙けき街道に砂ほこり立ち
さ夜ふけて
小径に旅人のわななくとき
われ君を見つ
われ君を思う
静けき森を繁く行きて耳傾むく
潮騒低く波立つとき
われ君を思う
もののみなしじまれるとき
君はわがもとにあり!
日の沈まばやがて星はきらめかん
あゝ君こゝにいまさば!

(西田増蔵訳)

市外に旅行中又は滞在中であるべきもの。

三、疾病負傷姫娠不具又は產褥にあるべきため歩行が著るしく困難であるべきもの。

監獄又は少年院に收容中であるべきこと、尙詳しい手続は選管委員会にお問合せ下さい。

今回の選挙から投票人の便宜を計り次の通り一投票区を増設し之に伴い区域を変更します。

○投票区の増設と投票区の区域変更

第一投票区 精道、竹園、伊勢、松浜、浜芦屋、平田各町

第二投票区 六麓莊、岩園、朝日ヶ丘各町

第三投票区 打出翠ヶ丘、打出楠、打出春日、打出小槌各町

第四投票区 打出若宮、打出浜、打出西藏各町

第五投票区 上宮川、宮塚、宮川、吳川各町

第六投票区 東山、打出親王塚、大原各町

第七投票区 船戸、松之内、月若、西芦屋、三条南各町

第八投票区 業平、茶屋、大樹、光公各町

第九投票区 山芦屋、西山、三条各町

第十投票区 前田、川西、清水、津知各町

第十一投票区 打出大東、打出南宮各町

第十二投票区 山手、東芦屋、奥山各町

各町 (選舉管理委員会)

廿二日 丹原前助役退任挨拶
廿三日 市長帰任

廿五日 企画委員会(十周年記念式典関係)
廿六日 建設省防災課員来庁

廿七日 近畿市長会(大和高田市)に市長出席



九月十八日 市

会議企画委員会

二十日 市

長東上

廿二日 丹原前助役退任挨拶
廿三日 市長帰任

廿五日 企画委員会(十周年記念式典関係)
廿六日 建設省防災課員来庁

廿七日 近畿市長会(大和高田市)に市長出席

廿八日 建設委員会
廿九日 市会(追加更正予算その他)

三十日 市会(追加更正予算その他)

廿九日 市会(追加更正予算その他)

十月一日 建設省河川局長災害視察に来庁

二日 市会(助役選任に同意を得た。氏は川西小学校、宝塚小学校)

学校長、県視学、山手小学校長、市教育課長、總務局長を歴任した。

★芦屋音頭の選定

十周年記念の一としてかねて募集中の芦屋音頭は続々応募があり九月卅日締切つた。集つた五十八点につき富田碎花、河井醉茗、福田正夫、三木露風、白鳥省吾、喜志邦三の諸氏並びに日本詩壇編集同人会に委嘱して慎重審査を重ねた結果、第一次に十八点、第二次に五点を残したが十月六日最後の選定を行い次の三氏を以て入選と決定した。

第一席 大阪府下門真町古川橋五九六 河野茂雄氏

第二席 芦屋市打出春日町 山本格郎氏

第三席 芦屋市精道町 乙馬氏

尚作曲及び振付については追て大阪放送局と連絡の上適当な人に委嘱するこ

とに審査会で決定された。(企画課)

★芦屋市公安委員の新発足

本庄、本山両村が神戸市に合併したので芦屋組合警察、同消防署は自然解散し十月十日から芦屋市警、同市消防署として発足することとなつた。之に伴い九日の市会で関係条例並びに左記三公安委員を可決承認した。

溝口庄太郎(大阪商事社長)、八馬生二良(八馬汽船社長)、大谷哲平(前公安委員)

求むる件)。新助役に渡辺万太郎氏選任

七日 消防組合理事者会、共同募金常務委員会

八日 市会協議会

九日 緊急市会、民生委員会、美術協会

十日 市警察署、市消防署開庁式

十一日 阪神水道交渉委員会

十四日 六甲道路起工式

十五日 市制施行十周年記念式典(芦高)この日より三日間全市各種祝賀催物あり、学童旗行列、小中学生学習作品展覽会(精道小)各町山車多数の曳行、運動会(芦高)等々

市役所の人員増加に伴い事務室の狭隘を見るにいたつたので十月三日これが配置転換をした。即ち経済課は山手中学校分校階下最北端(消防署向い)へ、衛生課及厚生課は経済課跡へ、又税務課徴収係が元の衛生、厚生の跡へと夫々引き移つた。

芦屋音頭

河野茂雄作詞
山内 隆補訂

(一)

花の月若 チョイト 業平さまの
歌をきくよな あしやのまちは

ヤレ とろり さみどり 朱にうるむ
(難し)

チヨイキタ さんさん 脣にうるむ
親王塚から 鶴塚の橋 チヨイナ

(二)
お山六甲の チョイト 朝やけ雲に
灘の五郷の 風さへかおる
(難し)

ヤレ まして あしやの 玉つばき

チヨイキタ さんさん 山つばき

高座の滝なら 双面 チヨイナ

(三)
夢のなよいろ チョイト

松の並木の みどりのひまに
ヤレ 波の花さく ちぬの海

(難し)

チヨイキタ さんさん るりの海

打出の浜なら 繋のよろい

チヨイナ

(四)

あしや文化は チョイト 海から山へ

萩の城山 奥池あたり
(難し)

ヤレ やがて 灯が招ぶ 雲の中

チヨイキタ さんさん もやの中

弁天岩から 温泉の有馬 チヨイナ

本号には市制十周年
を記念して特に市長の
祝辞をいたゞき巻頭に
掲げた。又記念公募の
芦屋音頭の第一席作品
をのせて錦上花を添え

渡辺新助役の御挨拶を中心として、

観光懸賞論文、石川氏の隨想等もよく

玩味して下さい。

◆

今月は記念式典を中心として種々多忙をきわめた。が万事予定通り事が運んだのは同慶の至りです。そして芦屋もこゝらで眼を外より内に向けて内容の充実に力を尽すべきではなかろうか。

(西田)

あしや 第十号

頒價十円 派料 六田
毎月発行 半年分 九十六円

昭和二十五年十月十八日印刷
昭和二十五年十月三十日發行

編集人

西 田 増 藏

发行人

猿 丸 吉 左エ門

大坂市北区堂島上二ノ二五

印刷所

大阪高遠印刷株式會社

芦屋市精道町九三

發行所

芦屋市役所



市制施行十周年の喜びに溢るゝ芦屋市役所

凶印必繁榮!!

護財の宝器 信念と人格の表示

まづ貴下の印章を検討せられよ!

藤本胤峯著(印章で人を知る法)

新刊 運命と印章

金五十円 還料十円

既刊 印章の知識

金四十円 司切手
送料十円

高級印章、落款、花押、篆刻

事務用印章、実印、認印、ゴム印

会社正印、役職印、官印、社寺印、印泥

大阪市北区曾根崎上四丁目角

碧々堂 櫻橋印房

主刀藤本胤峯

電話 福島四三五八番

○道順 大阪駅(西出口)南へ徒歩五分櫻橋交差点北東角

昭和二十五年十月十日印刷
昭和二十五年十月二十日発行

芦屋市弘報

あしや 第十号

頒価 十 円

最新の設備と 優秀なる教授陣容

どうすれば安くておいしく
しかも栄養のあるお料理が出来るか
奥さんも、お嬢さんも、職場の方
も皆で研究してみませう

神戸割烹学校

神戸市本山野寄五九一

(但し省線住吉駅下車東三丁 滾高前)

●実習生募集しております
御希望の方は直接本校へ御申込下さい